【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第162期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　木下　和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通８番地　神港ビル
【電話番号】	神戸　078－332－2081（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員　　中川　智
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通８番地　神港ビル
【電話番号】	神戸　078－332－2081（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員　　中川　智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 阪神内燃機工業株式会社　東京支店 （東京都中央区日本橋二丁目13番10号 日本橋サンライズビルディング７階）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第161期 中間会計期間	第162期 中間会計期間	第161期
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
売上高	（百万円）	6,709	8,156	14,028
経常利益	（百万円）	362	504	954
中間（当期）純利益	（百万円）	255	409	736
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	―	―	―
資本金	（百万円）	829	831	829
発行済株式総数	（千株）	3,248	3,251	3,248
純資産額	（百万円）	14,989	16,044	15,633
総資産額	（百万円）	25,146	26,508	25,798
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	78.80	126.15	227.12
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	78.35	125.48	225.81
１株当たり配当額	（円）	35.00	35.00	91.00
自己資本比率	（%）	59.5	60.5	60.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	139	490	414
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,370	71	△682
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△237	△179	△353
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	3,193	4,418	4,036

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善に向けた動きが見られる一方で、世界経済については、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇や供給リスクに加え、為替相場の変動、金利上昇などの影響を受け、先行き不透明な状況が続いております。

当社の主力市場である内航海運業界においては、船価や船員費、資材価格等の上昇により船主の投資負担が増加しているものの、老朽船の代替建造需要は引き続き高い水準で推移しております。また、運航コストおよび用船料についても改善傾向が見られることから、代替建造は堅調に推移しております。

一方、造船所においては人手不足等を背景に建造能力の増強が難しい状況が続いております。このため、多くの船主が保有船舶の船齢を踏まえ、早期に船台を確保する動きを進めており、造船所によっては５～６年先まで建造枠が埋まっているケースも見受けられます。

海外向けの案件についても、タンカーを中心に引き合いが継続しており、内航・海外向けともに今後も一定の需要が期待されます。

このような企業環境のもと、当中間会計期間の経営成績につきましては、受注高は主機関の受注が増加したことから、前年同期比8.7%増の9,320百万円となりました。売上高についても、主機関の販売が大きく増加したことから、同21.6%増の8,156百万円となりました。受注残高は同48.3%増の13,166百万円となりました。

損益面につきましては、採用強化や待遇改善に伴う人件費の増加ならびに基幹システム更新等による償却負担の増加があったものの、主機関において過去の資材価格高騰を反映した価格転嫁を引き続き進めたことに加え、部分品販売も好調に推移したことから、営業利益は451百万円（前年同期比46.1%増）、経常利益504百万円（同39.1%増）、中間純利益については、前期に発生した海難事故の損失に係る受取保険金を特別利益に計上したことから、409百万円（同60.3%増）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高については、出荷台数の増加および大型化の進展により5,099百万円（同28.7%増）となりました。部分品等の売上高は、舶用事業以外のＣＭＲ（鋳造・金属機械加工）ともに増加したことから、3,056百万円（同11.2%増）となりました。

②財政状態の分析

当中間会計期間末における流動資産は13,980百万円となり、前事業年度末に比べ690百万円増加いたしました。これは主にその他に含まれる仮払金が154百万円減少したものの、現金及び預金が282百万円、電子記録債権が272百万円、仕掛品が257百万円増加したことによるものであります。固定資産は12,528百万円となり、前事業年度末に比べ19百万円増加いたしました。これは主に投資その他の資産のその他に含まれる長期預金が500百万円減少したものの、投資有価証券が284百万円、建物が263百万円増加したことによるものであります。この結果、総資産は26,508百万円となり、前事業年度末に比べ710百万円増加いたしました。

当中間会計期間末における流動負債は7,172百万円となり、前事業年度末に比べ294百万円増加いたしました。これは主に電子記録債務が252百万円減少したものの、契約負債が493百万円増加したことによるものであります。固定負債は3,292百万円となり、前事業年度末に比べ4百万円増加いたしました。これは主に退職給付引当金が9百万円減少したものの、その他に含まれる預り営業保証金が12百万円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は10,464百万円となり、前事業年度末に比べ299百万円増加いたしました。

当中間会計期間末における純資産合計は16,044百万円となり、前事業年度末に比べ411百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が227百万円、その他有価証券評価差額金が175百万円増加したことによるものであります。この結果、自己資本比率は60.5%（前事業年度末は60.5%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ382百万円増加し4,418百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果490百万円資金の増加(前年同期は139百万円の増加)となりました。これは主に、棚卸資産の増加244百万円、仕入債務の減少143百万円、法人税等の支払159百万円があったものの、税引前中間純利益の計上606百万円、減価償却費の計上323百万円、売上債権144百万円の減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果71百万円資金の増加(前年同期は1,370百万円の減少)となりました。これは主に、定期預金の預入による支出700百万円、有形及び無形固定資産の取得による支出501百万円があったものの、定期預金の払戻による収入800百万円、長期預金の払戻による収入500百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は179百万円(前年同期は237百万円の減少)となりました。これは主に、配当金の支払180百万円があったことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額は142百万円で、新規事業の創出活動を目的とする特命チームで生じた費用を含めております。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,251,548	3,251,548	東京証券取引所（スタンダード市場）	単元株式数100株
計	3,251,548	3,251,548	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年７月２日（注）	3,000	3,251,548	2,207	831,262	2,207	73,088

（注）新株予約権の行使による増加であります。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社）	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K.（東京都港区虎ノ門２丁目６番１号　虎ノ門ヒルズステーションタワー）	330	10.20
阪神ディーゼル取引先持株会	神戸市中央区海岸通８	229	7.07
株式会社オゾネ	神戸市中央区中町通３丁目２－15	202	6.23
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内１丁目１－２	158	4.87
株式会社アンダーウッド	兵庫県明石市東人丸町30－17	147	4.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM（東京都千代田区丸の内１丁目４番５号　決済事務部）	144	4.46
木　下　和　彦	神戸市中央区	102	3.16
株式会社ノザワ	神戸市中央区浪花町15	93	2.87
玉　越　裕美子	兵庫県明石市	92	2.85
京阪神興業株式会社	神戸市中央区浪花町15	90	2.77
計	－	1,591	49.02

（注）オールド・ピーク・グループ・リミテッドより2026年７月30日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。
大量保有者　　オールド・ピーク・グループ・リミテッド（Old Peak Group Ltd.）
保有株券等の数　553,100株
株券等保有割合　17.03%

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　5,200	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　3,237,600	32,376	－
単元未満株式	普通株式　8,748	－	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,251,548	－	－
総株主の議決権	－	32,376	－

（注）「単元未満株式」の株式数欄には当社所有の自己株式91株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通８	5,200	―	5,200	0.16
計	―	5,200	―	5,200	0.16

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、ひびき監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,636,165	4,918,935
受取手形及び売掛金	3,056,175	3,087,165
電子記録債権	1,131,052	1,404,019
有価証券	200,000	200,000
製品	851,577	825,214
仕掛品	2,115,997	2,373,234
原材料及び貯蔵品	1,041,707	1,055,766
その他	265,376	120,577
貸倒引当金	△8,200	△4,250
流動資産合計	13,289,851	13,980,662
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,274,759	1,537,917
構築物（純額）	134,202	128,575
機械及び装置（純額）	885,667	824,193
車両運搬具（純額）	6,215	8,962
工具、器具及び備品（純額）	242,337	284,765
土地	5,817,871	5,867,431
建設仮勘定	62,063	113,512
有形固定資産合計	8,423,118	8,765,358
無形固定資産	437,666	399,712
投資その他の資産		
投資有価証券	2,571,210	2,856,176
その他	1,104,234	534,606
貸倒引当金	△27,800	△27,800
投資その他の資産合計	3,647,645	3,362,983
固定資産合計	12,508,429	12,528,054
資産合計	25,798,281	26,508,717
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,106,424	1,214,874
電子記録債務	1,091,075	838,705
未払法人税等	179,728	217,198
契約負債	2,951,385	3,445,209
賞与引当金	284,600	293,800
製品保証引当金	9,100	10,500
受注損失引当金	260,300	257,700
その他	995,094	894,141
流動負債合計	6,877,707	7,172,128

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	1,516,173	1,516,173
退職給付引当金	1,501,292	1,491,835
その他	269,999	284,137
固定負債合計	3,287,464	3,292,145
負債合計	10,165,172	10,464,274
純資産の部		
株主資本		
資本金	829,055	831,262
資本剰余金	78,464	86,565
利益剰余金	10,282,423	10,510,086
自己株式	△9,217	△7,296
株主資本合計	11,180,725	11,420,618
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,570	1,302,423
土地再評価差額金	3,301,663	3,301,663
評価・換算差額等合計	4,428,233	4,604,086
新株予約権	24,150	19,738
純資産合計	15,633,109	16,044,443
負債純資産合計	25,798,281	26,508,717

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	6,709,197	8,156,194
売上原価	5,409,038	6,515,350
売上総利益	1,300,159	1,640,843
販売費及び一般管理費	※1 991,089	※1 1,189,159
営業利益	309,070	451,684
営業外収益		
受取利息	11,437	10,742
受取配当金	29,028	30,255
為替差益	6,265	―
保険解約返戻金	―	11,008
その他	7,629	8,575
営業外収益合計	54,360	60,581
営業外費用		
支払利息	372	747
為替差損	―	5,780
賃貸費用	―	580
その他	103	208
営業外費用合計	476	7,317
経常利益	362,954	504,948
特別利益		
受取保険金	―	107,477
特別利益合計	―	107,477
特別損失		
固定資産処分損	7,183	6,219
投資有価証券評価損	2,456	―
特別損失合計	9,640	6,219
税引前中間純利益	353,313	606,207
法人税等	98,000	197,000
中間純利益	255,313	409,207

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	353,313	606,207
減価償却費	281,280	323,774
賞与引当金の増減額（△は減少）	△23,000	9,200
退職給付引当金の増減額（△は減少）	39,000	△9,456
貸倒引当金の増減額（△は減少）	－	△3,950
製品保証引当金の増減額（△は減少）	△400	1,400
受注損失引当金の増減額（△は減少）	△15,600	△2,600
受取利息及び受取配当金	△40,465	△40,997
受取保険金	－	△107,477
保険解約返戻金	－	△11,008
支払利息	372	747
固定資産処分損益（△は益）	7,183	6,219
投資有価証券評価損益（△は益）	2,456	－
売上債権の増減額（△は増加）	487,189	144,867
棚卸資産の増減額（△は増加）	△467,781	△244,932
仕入債務の増減額（△は減少）	△334,774	△143,919
その他	△90,493	△38,656
小計	198,281	489,416
利息及び配当金の受取額	42,621	52,578
保険金の受取額	－	266,132
災害による損失の支払額	－	△158,655
法人税等の支払額	△101,319	△159,137
営業活動によるキャッシュ・フロー	139,584	490,334
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,600,000	△700,000
定期預金の払戻による収入	1,800,000	800,000
長期預金の預入による支出	△500,000	－
長期預金の払戻による収入	500,000	500,000
有形固定資産の取得による支出	△376,524	△493,571
無形固定資産の取得による支出	△41,844	△8,409
投資有価証券の取得による支出	△616	△28,358
保険積立金の解約による収入	－	38,905
保険積立金の積立による支出	△150,846	△38,677
その他	△401	1,378
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,370,232	71,267
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△225,798	△180,961
その他	△11,822	1,835
財務活動によるキャッシュ・フロー	△237,621	△179,125
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,129	294
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,475,399	382,770
現金及び現金同等物の期首残高	4,669,225	4,036,165
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,193,826	※1 4,418,935

【注記事項】

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給料・報酬等	285,341千円	325,995千円
退職給付費用	14,304	11,757
賞与引当金繰入額	60,342	78,932
貸倒引当金繰入額	－	△3,950

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	4,693,826千円	4,918,935千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△1,700,000	△700,000
満期までの期間が３ヶ月以下の有価証券	200,000	200,000
現金及び現金同等物	3,193,826	4,418,935

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１.配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月12日取締役会	普通株式	226,731	70.00	2025年３月31日	2025年６月９日	利益剰余金

２.基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発行日が当会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月10日取締役会	普通株式	113,444	35.00	2025年９月30日	2025年12月５日	利益剰余金

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１.配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月15日取締役会	普通株式	181,544	56.00	2026年３月31日	2026年６月５日	利益剰余金

２.基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発行日が当会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月９日取締役会	普通株式	113,618	35.00	2026年９月30日	2026年12月４日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は舶用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

（収益の分解情報）

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

	主機関	部分品・修理工事	合計
売上高			
一時点で認識する収益	3,961,049 (92,000)	2,683,102	6,644,151
一定期間にわたり認識する収益	―	65,046	65,046
顧客との契約から生じる収益	3,961,049	2,748,148	6,709,197
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	3,961,049	2,748,148	6,709,197

（注）「主機関」のうち、据付工事の立会による収益を（　）内数で記載しております。

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	主機関	部分品・修理工事	合計
売上高			
一時点で認識する収益	5,099,504 (84,000)	2,989,125	8,088,630
一定期間にわたり認識する収益	―	67,564	67,564
顧客との契約から生じる収益	5,099,504	3,056,689	8,156,194
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	5,099,504	3,056,689	8,156,194

（注）「主機関」のうち、据付工事の立会による収益を（　）内数で記載しております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益	78円80銭	126円15銭
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	255,313	409,207
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	255,313	409,207
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,239	3,243
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	78円35銭	125円48銭
（算定上の基礎）		
中間純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（千株）	18	17
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

(1) 期末配当

2026年５月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……181百万円

(ロ) １株当たりの金額……56円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……2026年６月５日

（注）2026年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

(2) 中間配当

2026年11月９日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……113百万円

(ロ) １株当たりの金額……35円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……2026年12月４日

（注）2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月11日

阪神内燃機工業株式会社

取 締 役 会　御 中

ひ び き 監 査 法 人
大　阪　事　務　所

代 表 社 員
業務執行社員　　公認会計士　　松本　勝幸

代 表 社 員
業務執行社員　　公認会計士　　卜部　陽士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの第162期事業年度の中間会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれておりません。